

後期高齢者医療制度の保険料額決定通知書を発送

今年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。保険料の計算方法などは、広報みき5月号8ページをご覧ください。

〈表1〉

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準額以下の世帯		軽減割合(軽減後の均等割額:年額)
		8.5割(7,328円)*1
基礎控除額(33万円)	被保険者全員の所得(公的年金等控除額は80万円として計算)が0円	8割(9,771円)*1
基礎控除額(33万円)+28万円×被保険者数		5割(24,427円)
基礎控除額(33万円)+51万円×被保険者数		2割(39,084円)

*1 本来は7割軽減ですが、特例措置により8.5割または8割軽減となります。

●所得の低い方の軽減
同一世帯内の被保険者と世帯主の平成30年中の総所得金額等(表1)の基準額以下の場合、保険料が軽減されます。

●被扶養者であった方の軽減
制度加入の前日に会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額はかからず、資格取得後2年を経過する月まで、均等割額が5割軽減されます。



7月中旬に新しい被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証を発送

被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証(①)、限度額適用認定証(②)の更新時期は毎年8月1日です。8月から新しいものを使用してください。8月以降の一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平

成30年中の所得で算出された平成31年度の住民税課税所得と平成30年中の収入額をもとに計算されます。なお、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

世帯員全員が住民税非課税の方は①、同一世帯の後期高齢者医療被保険者の住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方は②を医療機関などの窓口で被保険者証とともに提示することで、医療機関ごとに1カ月の窓口での支払額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなります(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く)。

①をお持ちの方は、入院時の食事代なども減額されます。該当する方で申請していない場合は、市役所3階医療保険課に申請してください。

▼申請に必要なもの
後期高齢者医療被保険者証、印鑑
問・申請
(市)医療保険課 福祉医療係
兵庫県後期高齢者医療広域連合コールセンター
☎078-32612021

7月から福祉医療費受給者証を更新

6月下旬に対象者へ福祉医療費受給者証を送付しています。医療機関や薬局には、7月から新しい受給者証を提示してください。また、期限切れの受給者証は破棄してください。

福祉医療制度は、年齢、障がいなどの要件や所得制限を満たす方に医療費の一部を助成します。

初めての申請には健康保険証、印鑑が必要です。制度などによってその他必要なものもありますので、事前に問い合わせてください。申請により受給者証をお渡しします。

▼助成範囲
医療費の自己負担額(3割など)から一部負担金を除いた額

・0歳児から中学3年生は全額(保険適用外や日本スポーツ振興センター学校災害給付を受ける時、他の公費などから給付のあるものは対象外)

問・申請(市)医療保険課
福祉医療係

	対象者(市内に住所があり、国保、社保などの健康保険加入者)	所得制限
高齢期移行医療	65歳～69歳、要介護2以上(昭和29年7月1日以降生まれで世帯全員所得0円以外の方)	住民税非課税世帯で年金収入と他の所得の合計額が80万円以下(本人の収入が年金のみの場合は80万円以下)
乳幼児等医療	0歳児～中学3年生	なし
母子家庭等医療	母子・父子家庭の母父、その児童ならびに遺児(18歳の3月末まで。高等学校など在学习中の場合は20歳到達月まで)	児童扶養手当法に基づく所得制限があります。詳しくは、問い合わせください。
重度障害者医療	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者	本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割税額の合計が23万5千円未満
高齢重度障害者医療	後期高齢者医療制度に加入し、重度障害者医療と同要件の方	

国民年金保険料の免除は7月が更新月

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。令和元年度分(7月～令和2年6月)の免除などの受付は7月から始まります。希望する場合は申請してください。

申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請できます。申請が遅れると障害年金が受け取れないなどの不利益が生じることがありますので、速やかに申請してください。

▼必要なもの 年金手帳、印鑑

- ・失業した方：雇用保険被保険者離職票など
- ・倒産した方：廃業届(受付印のあるもの)など
- ・個人番号による申請をする場合：マイナンバーが確認できるもの、運転免許証などの顔写真付きで本人確認ができるもの

▼対象者

学生以外で免除を希望する方(所得制限などあり)

▼申請方法

市役所3階市民課、吉川支所市民生活課に申請してください(日本年金機構ホームページにある申請用紙に必要事項を明記し、必要書類を添付することで郵送でも申請できます)。

●継続申請している場合

平成30年度の全額免除または納付猶予を認められた方が、令和元年度以降も継続を希望していた場合は、申請は不要です。

9月末までに明石年金事務所から期間延長承認通知書、または期間延長不該当通知書のほか、後日、納付書が送付されます。なお、該当しない方で半額免除などの一部免除を希望する場合は、改めて申請をしてください。

問・申請(市)市民課 年金係

介護保険料の決定通知書を7月中旬に発送

65歳以上の方(第1号被保険者)に、本年度の介護保険料の決定通知書を送付します。年金からの天引き以外の方で納付書が同封されている方は、納期限までに、近くの金融機関などで納めてください。

●所得の低い方の介護保険料を軽減
次に該当する方の保険料は、前年度よりも軽減されています。

段階	対象者	介護保険料(年額)		
		前年度	本年度	差引軽減額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入などが80万円以下の方	28,080円	23,400円	4,680円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人年金収入などが80万円を超え120万円以下の方	46,800円	39,000円	7,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人年金収入などが120万円を超える方	46,800円	45,240円	1,560円

問(市)介護保険課 保険給付係